

# 兵庫県公立大学法人経営審議会規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人定款第17条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

**第2条** 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則のうち法人の経営に関する部分、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

## (組織)

**第3条** 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事長が指名する理事
  - (4) 事務局長
  - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有する者(以下「外部有識者」という。)のうちから理事長が任命する者
- 2 前項第5号の委員の数は、経営審議会の委員総数の半数程度とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に外部有識者であったときは、その再任の際における第1項第5号の規定の適用については、当該委員を外部有識者とみなす。
- 6 第1項第5号の委員の任命にあたっては、あらかじめ設立団体の意見を聴くものとする。

#### (招集及び議事)

**第4条** 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、経営審議会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (委員以外の者の出席)

**第5条** 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

#### (学長選考会議委員の選出)

**第6条** 定款第10条の2第5項第1号に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）に経営審議会から選出する4名の委員のうち、2名は定款第17条第2項第2号のうち学長でない者及び第4号のうち選考会議を置く大学に属する者とし、他の2名は定款第17条第2項第5号から選出された者とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、委員が経営審議会を構成する者でなくなった場合、あるいは委員が学長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、選考会議の委員を辞さなければならない。
- 3 委員が前項その他の事故により欠員となった場合は、経営審議会は、速やかに選考会議の委員を補充しなければならない。

#### (議事録)

**第7条** 経営審議会の議事について、議長は議事録を作成しなければならない。

#### (庶務)

**第8条** 経営審議会の庶務は、事務局経営管理部経営課において行う。

#### (補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。